



出張報告書

令和 6 年 8 月 16 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
代表者氏名 シセ田 リハ
出張者氏名 シセ田 リハ

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 6 年 8 月 3 日 1日間

2 結果の概要

用務先 渋谷区	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 一般社団法人 ソウレッジ 勉強会 「大きなインパクトを出すには、どんな支援者が必要か?」「日本海 外の性教育の違いは?日本にユースクリニックはフィットするの か?」
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 6 年 7 月 22 日届け出た額 (32,080 円) と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

旅費明細書 (第6号様式 付表)

単位: (円)

会 派 名 無所属			出張者氏名 所 尼崎市東七松町1丁目23番1号					
8月	3日	日	日	日	日	日	日	考
発着地名	尼崎市 渋谷区							
経路								
宿泊地								
鉄道賃	km	km	km	km	km	km	合計 km	
特急・急行料	29,880						29,880	
座席指定								
船賃								
航空賃								
車賃								
日当	2200						2200	
宿泊料								
食卓料								
合計	32,080						32,080	

出張報告書

尼崎市議会議員

池田 ひとし

2024年8月3日(土) 18時~20時

テーマ：一般社団法人 ソウレッジの事業について

講師：一般社団法人 ソウレッジ 代表 鶴田 七瀬氏

【概要】

一般社団法人ソウレッジは、性教育の普及や避妊のアクセス改善などに取り組んでいます。ソウレッジは英語で知識(knowledge)の種(sow)をまくという意味の造語で、日常の中で性差別の問題を解決するための種をまいていく意味が込められています。講演会では、法人設立5周年にあたり、国内外の性教育・事業説明について代表の鶴田七瀬氏から説明がありました。鶴田氏は、2021年10月に「世界を変える30歳未満30人」として「Forbes JAPAN 30 UNDER 30 2021」にも選出されました。

2021年11月には、子どもたちに日常の中で性について考えてもらおうと、同社から尼崎市立水堂小学校に性知識が描かれた「性教育トイレットペーパー」を寄贈されました。親しみやすい言葉とイラストを使って、生理や射精などの体のしくみ、性の多様性、性的同意、性暴力への対処などがトイレットペーパーに描かれていました。



講演会では、性に関する日本社会の変化について時系列で説明がありました。

2017年6月：性犯罪の刑法改正

男性への性被害・子どもへの監護者からの性被害の認定

2019年7月：オンライン診療の対象に緊急避妊薬の追加

2023年5月：人工妊娠中絶を薬で行う「経口中絶薬」の販売開始

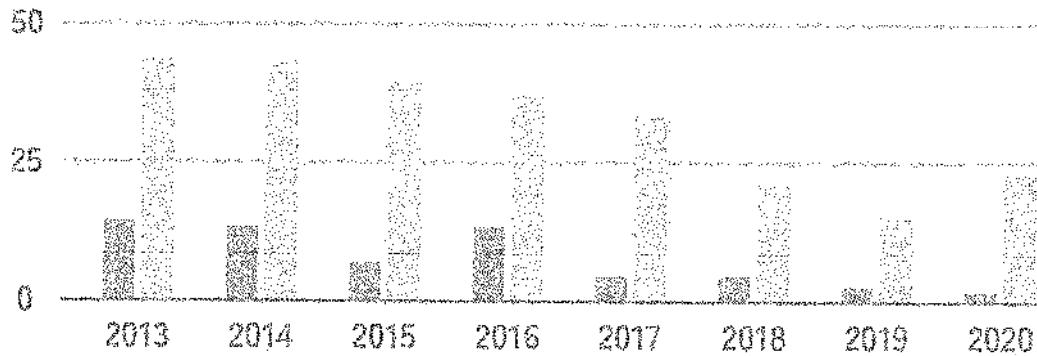
2023年6月：不同意性交等罪の成立（添付資料）

2023年11月：緊急避妊薬の薬局販売（試験運用）開始

同社は、3つの事業を行っています。1つ目の事業は、教育者・医療者の性教育の解像度を高める海外視察事業「SOWLINKS」です。この事業は、ユースクリニックの立ち上げに興味がある人とともに、海外の先進団体を訪れます。この事業では、実際に参加者が実例をみて、国内でのユースクリニック普及を担う人材の育成を目指しているとお聞きしました。

過去の視察先だったデンマーク初のユースクリニックについて紹介がありました。運営費用は全額自治体が負担しており、助産師が常駐しています。性に関する悩みの相談や避妊薬・コンドームの無料提供を行っています。こちらのユースクリニックでは、10年間続けるうちに、地域の若年妊娠が半減しました。

[人数]



15-19歳の妊産婦数
20-29歳の妊産婦数

引用元：ソウレッジ副代表/SowLinks チームリーダーインタビュー
(sowledge.com)

2つ目の事業は、緊急避妊薬の無償提供（2024年3月まで）とユースクリニックの資金サポート（2024年以降）を行う「おひさまプロジェクト」です。

まず緊急避妊薬の無償提供についてです。緊急避妊薬は避妊に失敗したり、望まぬ性行為に巻き込まれたりした時に妊娠を防ぎます。日本の緊急避妊薬は1錠8千円～1.5万円と高額です。高額のため、予期せぬ妊娠をした若者に届きづらい課題があります。

2022年3月から同団体は“緊急避妊薬と性知識”で、若者に人生の選択肢を届ける目的でクラウドファンディングを実施しました。2363人から2182万円を集めました。クラウドファンディングのプラットフォームである、CAMPFIRE 寄付型で史上最高額・最多支援者数を更新したことで注目されました。その資金を用いて、22病院で若者を対象に避妊薬の無償化（試験運用）と性教育を約350人の若者に提供しました。

“緊急避妊薬と性知識”で、若者に人生の選択肢を届けたい！#わたしたちの緊急避妊薬

一般社団法人ソウレッシュ

ソーシャルグッド



¥ 現在の支援総額

21,823,388円

CAMPFIRE
クラウドファンディング
2022

ソーシャルグッド

目標金額は20,000,000円

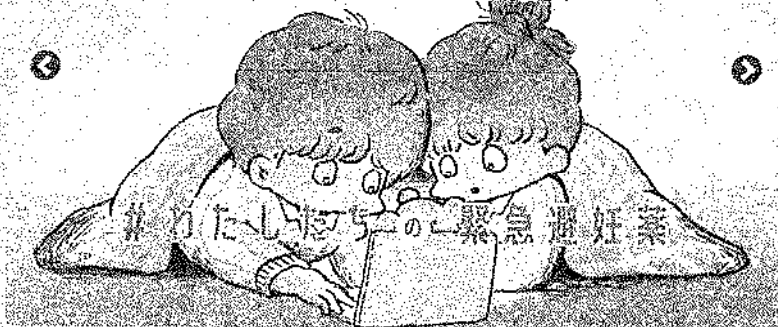
支援者数

2363人

募集終了まで残り

終了

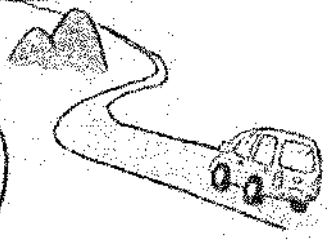
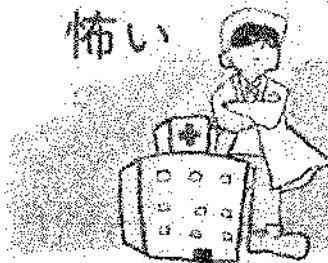
“緊急避妊薬と性知識”で、
若者に人生の選択肢を届けたい！



このプロジェクトは、2022-02-01に募集を開始し、2,363人の支援により21,823,388円の資金を集め、2022-03-25に募集を終了しました。

お金がない

病院に行くのが
怖い



知り合いに
バレる

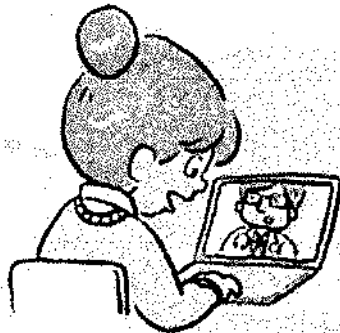
病院が遠い



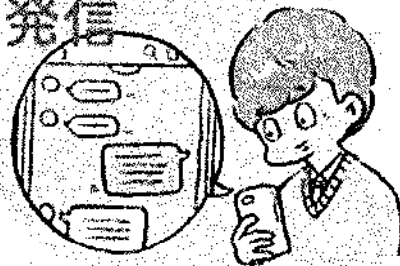
親に相談
できない



1. 緊急避妊薬の 無償提供



2. LINEでの 情報発信



3. 緊急避妊薬の需要 処方後の行動を 可視化する



4. 政策提言



“緊急避妊薬と性知識”で、若者に人生の選択肢を届けたい！#わたしたちの緊急避妊薬 - CAMPFIRE (キャンプファイヤー) (camp-fire.jp)

続いてはユースクリニックの資金サポートについてです。スウェーデンで発祥したユースクリニックの利用対象者は13歳～23歳で、医師や看護師に悩み相談ができる場所です。避妊具や生理用品を無料で受け取ることができます。

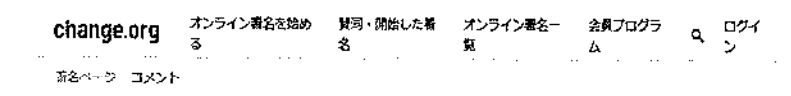
ユースクリニックは、日本全国で広がりつつあります。2023年には東京都渋谷区に、都内在住・在学・在勤の中学生以上の子ども・若者を対象にした身体や性・心に関する悩みをなんでも相談できる東京版ユースクリニック「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」が開設されました。実施主体は民間産婦人科医院や自治体などで、形態はさまざまです。家族や学校には話しづらいことを安心して打ち明けられる「まちの保健室」のような場所です。

3つ目の事業は、性教育・SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の改善をするための国への「政策提言」です。講演会で鶴田氏は、「緊急避妊

薬が若者の選択肢になるよう活動していますが、教育現場が変わる必要があると考えている」とおっしゃっていました。

2024年4月から子どもたちが自分の体を守るようになるために、義務教育で性交渉や避妊に関する教育を必須化することを求めるオンライン署名活動をされています。

(オンライン署名・若者の安全を守るため、中学で正しい避妊方法を教えてください！#STOP意図せぬ性加害 #避妊を教えて - 日本・Change.org 2024年8月10日閲覧)



若者の安全を守るため、中学で正しい避妊方法を教えてください！
#STOP意図せぬ性加害 #避妊を教えて

10,041 賛同 15,000 次の目標

即 今では72人が賛同しました

今すぐ賛同

姓

名

Eメールアドレス

Country: JPN 0041 日本

オンライン署名を集めるページで以下のように述べられています。

” 私たちソウレτζは、誰もが安全に暮らせる社会を目指し、若者の予期せぬ妊娠や性暴力などの性にまつわる課題に向き合い、根本的な課題解決を目指す活動をしています。

2019年の調査では、日本に住む24歳以下の子ども・若者の予期せぬ妊娠の件数は、約9万件(※1)です。さらに、2018年時点で、同じく24歳以下の子ども・若者が行った人工妊娠中絶の件数は約5万4,000件(※2)です。学生の間に妊娠し、お金がなくて中絶もできず、赤子を遺棄し逮捕された。そんなニュースが日々流れています。「妊娠したかもしれない」と不安な夜を過ごした子ども・若者が日本各地にたくさんいるはずです。

この背景には、義務教育で性交渉や避妊について教えられていないことが大きく影響しています。中学の保健体育の学習指導要領では「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないもの」と規定されています。このような「歯止め規定」について、文科省は「（性交について）状況に応じて、個別指導を行うことは可能」としていますが現場では「教えてはならない」と理解されていることが多く、正しい知識が伝わらない原因となっています。高校で教えている内容も十分とは言えません。

今日、小学生に人気の YouTuber も性に関する言及をすることは珍しくありません。「これなら妊娠しないから大丈夫」などの性に関する間違った知識はインターネット上に溢れています。他方、ゲームや SNS で知らない人と容易につながることもできるようになっています。その中には、知識がない子供達を狙って性的な目的で近づいてくる大人たちもいます。性被害に関する報道は今日増えていますが、報道されるものはほんの一部です。必要な知識を教わっていなければ、正しい情報を取捨選択することはできません。

妊娠を経験した日本の高校生のうち、学校を中退した生徒の割合は全日制で 36.9%、定時制では 24.8%(※3)。また、出産を選んでも、シングルマザーは就職が難しく、若年のうちに離婚した結果、貧困に陥るケース(※4)もあります。若年での予期せぬ妊娠は、人生に大きく影響する事柄となっています。私たちは緊急避妊薬が若者の選択肢になるよう活動していますが、根本的に、教育現場に変わってほしいと考えています。

子どもたちが自分の体を守れるようになるために、義務教育で性交渉や避妊に関する教育を必須化することを求めます。

※1：日本における予定外妊娠の医療経済的評価 p.302

※2：厚生労働省「衛生行政報告例の概要」（2018 年）p.9

※3：文部科学省「公立の高校における妊娠を理由とした退学に係る実態調査

※4：日本における予定外妊娠の医療経済的評価 p.307”

尼崎市では、10代の妊娠数・出産数・中絶数は以下のとおりです。

	妊娠数	出産数	中絶数
2021年	65件	43件	22件
2022年	43件	19件	24件
2023年	43件	17件	26件

【関連資料】

表 人工妊娠中絶実施報告数（単位：人）

	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
H29年度	450	59	109	86	78	76	39	3
H30年度	407	36	109	92	73	61	34	2
R1年度	409	42	118	63	78	79	27	2
R2年度	367	22	91	77	64	67	45	1
R3年度	267	24	52	57	59	52	22	1
R4年度	295	26	65	69	59	50	24	2
満7週以前								
母体の健康	166	12	32	39	33	31	13	1
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0
計	166	12	32	39	33	31	13	1
満8週～11週								
母体の健康	121	14	31	29	20	17	9	1
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0
計	121	14	31	29	20	17	9	1
満12～15週								
母体の健康	3	0	0	1	1	1	0	0
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	0	1	1	1	0	0
満16～19週								
母体の健康	4	0	2	0	0	1	1	0
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	0	2	0	0	1	1	0
満20～21週								
母体の健康	1	0	0	0	0	0	1	0
暴行・脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	1	0

（注）市内医療機関における報告数である。

(3) 出生

表 母の年齢別出生数

	R2年	R3年	R4年	中央	小田	大庄	立花	武庫	岡田	不詳
総数	3,668	3,560	3,315	259	503	309	776	577	891	0
19歳以下	43	39	17	5	2	2	3	3	2	0
20～24歳	309	283	210	27	28	24	49	33	49	0
25～29歳	1,068	1,053	964	99	138	93	238	154	242	0
30～34歳	1,304	1,228	1,273	66	194	116	313	234	350	0
35～39歳	741	765	691	48	115	58	141	122	207	0
40～44歳	193	186	153	12	26	16	31	29	39	0
45歳以上	9	6	7	2	0	0	1	2	2	0
不詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

尼崎市保健行政の概要 2023 [2023hokengyoei.pdf \(city.amagasaki.hyogo.jp\)](https://2023hokengyoei.pdf(city.amagasaki.hyogo.jp)) p139

テーマ：世界の性教育と SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ Sexual Reproductive Health and Rights:SRHR）

登壇者：認定 NPO 法人ピッコラーレ代表理事 中島 かおり氏

ビリギャル 小林 さやか氏

日本産婦人科専門医・医学博士・美ら海ユースクリニック
代表 深津 真弓氏

登壇者からそれぞれの立場で、世界の性教育と SRHR について話がありました。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（Sexual Reproductive Health and Rights: SRHR）は、「性と生殖に関する健康と権利」のことです。

認定 NPO 法人ピッコラーレは、妊娠にまつわる「困った」「どうしよう」に医療と福祉の専門家が寄り添う相談支援事業「にんしん SOS 東京」で、孤立する母たちとつながり、必要な機関へと繋げています。2020 年 6 月からは、妊婦を孤立させない、漂流させないために始めた若年妊婦の居場所「ぴさら」を運営しています。何らかの理由を抱え、安

心して過ごせる居場所を失い、行政や福祉、医療機関にも繋がれないまま漂流している妊婦たちを受け入れています。

同法人代表の中島 かおり氏は、児童虐待死で一番多いのが「0歳0カ月0日児」と呼ばれる、生まれてその日のうちに亡くなる子どもで、妊娠をきっかけに孤立するお母さんを支援したい」とおっしゃっていました。

家庭庁の専門委員会で報告書によると、2021年度に虐待で死亡した18歳未満の子どもは全国で74人でした。0歳児が最多で、誰にも知られずに出産した実母が死亡させるケースが多いです。

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要 こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例68例（74人）を対象とした。

区分	第19次報告			(参考) 第18次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	50 (21)	18 (0)	68 (21)	47 (15)	19 (0)	66 (15)
人数	50 (21)	24 (0)	74 (21)	49 (15)	28 (0)	77 (15)

※1 () 内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和3年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があつた事例15例（15人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第18次報告）

第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年3月)	第14次報告 (平成30年6月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年7月)	第17次報告 (令和3年8月)	第18次報告 (令和4年3月)
H15.7.1~ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1~ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1~ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1~ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1~ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1~ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1~ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1~ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1~ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1~ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1~ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1~ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1~ H28.3.31 (1年間)	H28.4.1~ H29.3.31 (1年間)	H29.4.1~ H30.3.31 (1年間)	H30.4.1~ H31.3.31 (1年間)	H31.4.1~ R2.3.31 (1年間)	R2.4.1~ R3.3.31 (1年間)
例数	24	24	48	53	51	70	72	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30
人数	24	25	50	58	56	86	61	65	126	78	64	142	67	61	124	49	39

20230905_councils_shingikai_gyakutai_boushihogoirei_19-houkoku_12.pdf

(cfa.go.jp) p.1 こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要
こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

アメリカに留学されていた書籍・映画「ビリギャル」のモデルになった小林さやか氏からは、「アメリカは州によって中絶ができるかが異なる。自分が住んでいる州で中絶ができない場合は他の州に行く人がいる」とおっしゃっていました。

アメリカでは2024年5月1日時点で全米の半数近い21の州で規制が強化されるなど、意見の対立が激しくなっています。人工妊娠中絶は、2022年の中間選挙に続き、2024年の大統領選挙でも重要な争点の一つとなっています。

日本産婦人科専門医・医学博士・美ら海ユースクリニック代表 深津真弓氏は、「意図しない妊娠をきっかけに高校中退など教育の機会を奪われてしまうことは、貧困の問題も含めて沖縄県の課題と感じた」とおっしゃっていました。深津氏の勤務先のひとつである美ら海ハシイ産婦人科協力の下、2023年4月より沖縄県初のユースクリニックを開設しました。同事業は、令和6年度こども未来応援助成事業に採択されています。

講演会で特筆すべき点を2点挙げます。1点目は性教育の重要性です。現在、日本の義務教育で性交渉や避妊について教えられていません。中学の保健体育の学習指導要領では「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないもの」と規定されています。

このような「歯止め規定」について、文科省は「（性交について）状況に応じて、個別指導を行うことは可能」としていますが現場では「教えてはいけない」と理解されていることが多いです。学校現場で正しい性の知識が伝わらない原因となっていると考えます。

性に関する間違った知識はインターネット上に溢れています。ゲームやSNSで知らない人と容易に繋がる時代にもなりました。知識がない子供達を狙った性被害に関する報道も増えています。子供たちが必要な知識を教わっていなければ自分の身を守ることもできないのではないのでしょうか。

公立小中学全校ですぐに性教育をすることは難しいので、家庭や地域で子どもや保護者向けに伝えていく必要があります。尼崎市のユース交流センターや生涯学習プラザを利用した性教育のイベントなどの実施を引き続き市に提案してまいります。

2点目は、小学生から20代まで対象で、無料で心と体の相談ができるユースクリニックの設置についてです。現在「尼崎ユース保健室」がユース交流センターに開設されています。その他にも、子育て応援基金に採択された女将ラボが運営する「ヌック」や一般社団法人えんぐらぶが提供する「尼崎ユースクリニック」などがあります。

私も今後も、尼崎市では、若年層が心や体の悩みを相談できる場所の普及と数を増やせるよう努めます。また、東京都で実施される都立高校における産婦人科医の校医配置についても、尼崎市での導入を模索したいと考えています。顔の見える産婦人科医が校医になることで生徒も心や体の悩みを相談するハードルが下がります。



性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わります

主なポイント

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になります！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

※時効の延長については6月23日から施行されています。